

## 第5回 金融商品会計とは何か

(リスク会計の必要性)



会計と経営のブラッシュアップ  
平成 27 年 1 月 26 日  
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論ⅠⅡ 佐藤信彦外著 H23年4月中央経済社発行)  
(ゼミナール現代会計入門第9版 伊藤邦雄著 H24.3 日本経済新聞社発行)(リスク会計の探究 姚俊著 2013.8 千倉書店)  
(会社法対応 会計のことが面白いほどわかる本 天野敦之著 2006.7 中経出版発行)

### I 金融商品会計

何故時価会計か？

金融資産と金融負債の一部を時価評価  
B/S の重要項目の変化、P/L の主要損益の変化  
公正価値開示 (利害関係者等の利用のために)

会計の役割？

#### 1. 時価評価の会計の背景

##### (1) 企業の経済環境の変化

金融取引の国際化・自由化

(1985 年プラザ合意)



証券・金融市場のグローバル化  
情報化処理技術の発達

(実物経済→マネー経済)



デリバティブ(金融派生商品)の拡大

世界の GDP 約 60 兆ドル、デリバティブの想定元本約 600 兆ドル  
実物取引の 10 倍ものマネー取引



企業活動の国境を越えたグローバル化とその加速

資金調達の世界規模での拡大、日本的陳腐化制度の改革



新たな金融取引がその「質」において多様化し、「量」において拡大し、  
そのためリスクに晒される環境状況(リスク・エクスポージャー)が企業経営にとってマネジメントすべき重要なリスクとなった。

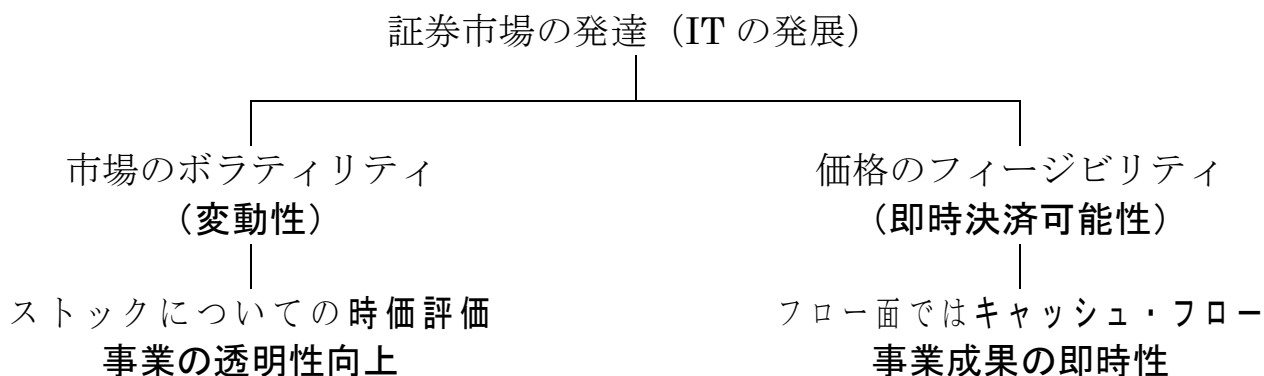
時価会計の導入により、持合株の株主が権利を行使するようになった。

本レジュメはブラッシュアップ日迄にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所  
yamauchi@cosmos.ne.jp



そのため**金融財**の実態を、これまでの会計の対象だった**実物財**と同じ会計処理でとらえるのは不適切となった。但し、金融財とは、キャピタルゲインを得るための有価証券、投資信託、ゴルフ会員権等であり限定されていることを忘れてはならない。

### 経済の質の変化と資産評価の変化の比較

#### 旧・実物経済(今でも大部分の実物財)

- ・ 経済の基本は製造業
- ・ **実物財(プロダクト)経済**
- ・ 営利性原則
- ・ 利益獲得過程
- ・ **回顧的観点**の収支適合
- ・ 物財指向
- ・ **総額主義**
- ・ 確定数値に重点「実数値」
- ・ 実数値の等価交換
- ・ **取得原価主義** (過去の証拠の正しさ)
- ・ 引渡基準
- ・ 決済基準

#### 新・マネー経済(一部の金融財ではあるが)

- ・ 経済は金融商品が主役
- ・ **金融財(ファイナンス)経済**
- ・ キャッシュフローが評価尺度
- ・ 市場の変動性への対処
- ・ **未来的観点**の収支適合
- ・ 金融財指向
- ・ **純額主義**
- ・ 予測数値に重点「期待値」
- ・ 期待値の等価交換
- ・ **時価主義** (将来の現金見込の正しさ)
- ・ 契約基準

**金融財** (資産) は**契約**から生じるため、誰が保有しても基本的には同じ**キャッシュ・フロー**が生じることとなる。この点が、棚卸資産や有形固定資産などのいわゆる**実物財** (資産) と大きく異なる特徴であり、この特徴が金融商品の認識、認識の中止、測定などの会計処理に影響を与えることとなった。**金融財の時価会計**により、日本の財務諸表は大きく変化した。

## 2. 金融商品とは

(1) 金融商品とは、2 企業間で締結される契約で、

- ①一方の企業に**金融資産**を生じさせ、他の企業に**金融負債**を生じさせる契約（売掛金、買掛金、貸付金、借入金等）
- ②一方の企業に**持分の請求権**を生じさせ、他の企業にこれに対する**義務**を生じさせる契約（株式等）

### 金融資産とは

現金預金、売掛金、貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公債等の有価証券、並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブにより生じる**正味の債権（評価益）**

### 金融負債とは

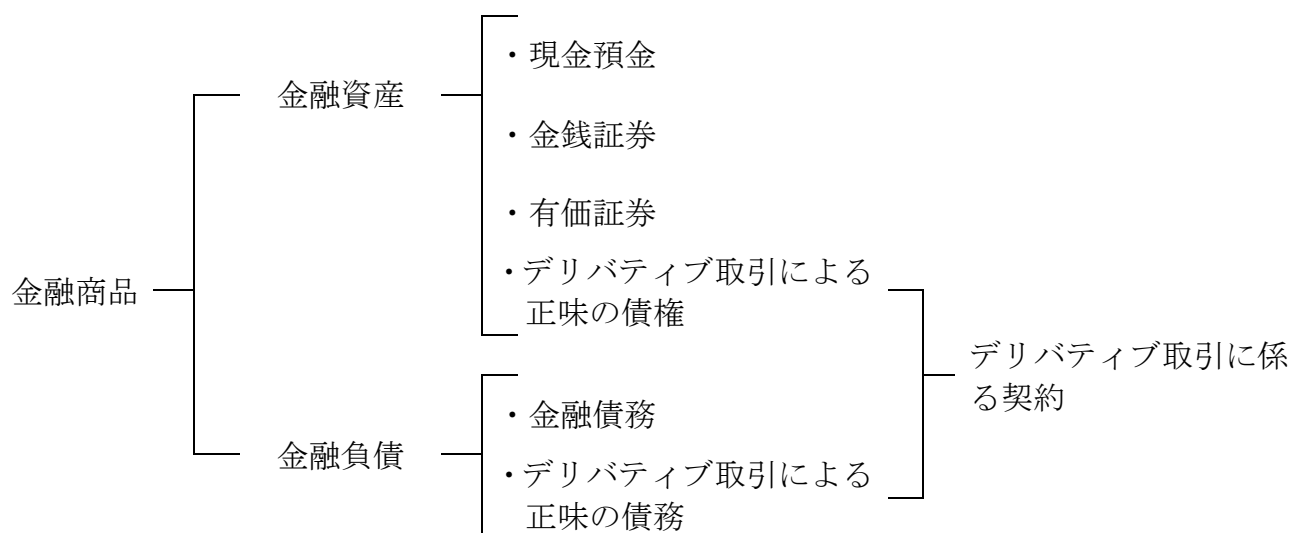
支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金融債務、並びにデリバティブ取引により生じる**正味の債務（評価損）**

### ③デリバティブ取引に係る契約

デリバティブ取引の価値は、「当該契約を構成する**権利と義務の価値の純額**に求められることから、デリバティブ取引により生じる正味の債権は金融資産となり、正味の債務は金融負債となる」

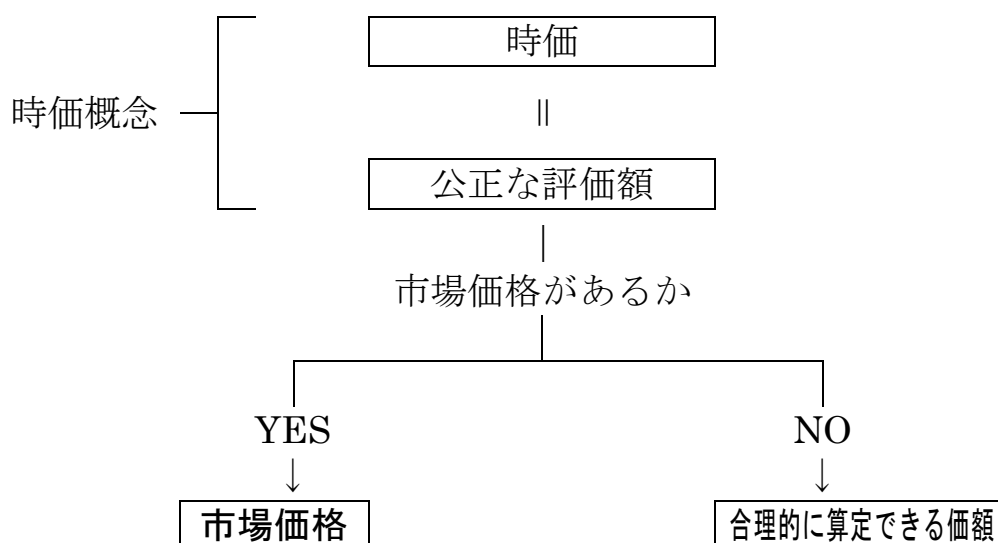
プラス（評価益）	-----	デリバティブ取引契約を構成する権利	>	デリバティブ取引契約を構成する義務	→	金融資産
マイナス（評価損）	-----	//	<	//	→	金融負債

ファイナンス・タイプ（**金融財**）とコモデティ（**現物財**）・タイプの金融商品がある。



## (2) 金融資産の評価

金融資産は、基本的に**時価**、すなわち**公正な評価額**により評価



## (3) 金融危機

今回の**金融危機**は、グローバル経済に大きな影響を与えるとともに、企業会計システムにも重大なインパクトを与えた。

企業会計システムの**前提となっていた市場**が機能不全に陥り、公正価値をベースにした**金融商品の評価**が困難となった。

- ①IFRS の一部の適用除外を求める国が頻発するとともに、  
 ②公正価値の適用の困難な場合、③損失の認識の遅れ、④オフバランス資産の存在、⑤金融商品に関する基準の複雑性などの問題が生じた。

そのため**合理的に算定できる価額**も採用された。

## (4) 持合株式の時価評価など時価会計

- ① 株式を持ち合っていた会社が、株主としての権利を行使するようになった
- ② 株主や債権者に対する経営者の説明能力が重要となった
- ③ 会社の目的と株主の目的の接近、株主重視
- ④ 含み益経営の是正、財務諸表の適正化
- ⑤ 資産の有効活用、リストラ、事業の再構築の推進、

### 3. 金融資産および金融負債の発生の認識

**発生の認識**とは、契約上の権利と義務の**約定日**（**契約日**）における認識であり、B/Sに計上することをいう。（認識 — 帳簿に計上すること）

#### (1) 処理的要件

- ①貨幣的計量可能性
- ②権利義務の確定性
- ③検討可能性(客観的証拠)

#### (2) 金融資産および金融負債の発生の認識

（受渡、決済ベースから契約、約定ベースへ）

	形能分類	具体的対象	発生の認識
(1)	金銭の取引	現金・預金	<b>現預金の受取時</b>
(2)	金銭の貸借取引	貸付金 借入金	資金の貸借日
(3)	商品の売買等に係る金銭債権債務	売掛債権 買掛債務	商品の引渡又は役務提供の完了
(4)	金融資産または金融負債自体を対象とする取引	有価証券 デリバティブ	<b>契約の締結時</b>

(注1)有価証券の売買について**契約が成立**すると、その約定日以降の時価の変動に伴う**価格変動リスク**は、**譲受人が負担**することとなる。仮に譲受人が売買締結後に倒産(信用リスク)した場合にも、その取引の決済は買注文を出した証券会社側になり、譲渡人は契約時に**時価の変動リスク**を**相手方に移転**し、受渡に伴うリスクは当事者に及ばないことから、約定基準の適用が正当化される。従って記帳（認識）金額は受渡日の価格ではなく、**契約日の取引価格**となる。

(注2)デリバティブの場合も、当該契約の締結に伴い「権利の行使」や「義務の履行」が行える状況となるので**契約の締結時**にその発生を**認識**することとなる。

(注3)従来の会計処理では、有価証券については**受渡基準**、デリバティブは**決済基準**での認識が一般的であった。そのため決済時点までの取引がオフバランス化され、決済時点に至って初めて多額の損失（認識）を計上するという**不透明な会計処理**が行われてきた。

## 4. 金融資産の消滅の認識

### (1) 消滅事象

消滅の認識とは、金融資産のB/Sでの認識を取り止めることをいう。

- ①権利行使(貸付金の回収)
- ②権利喪失(有価証券の譲渡、オプションの期限切れ)
- ③支配移転

#### (支配の移転の3要件)

支配が他に移転するのは次の3要件がすべて満たされた場合とされている。

- ①譲受資産に対する譲受人の契約上の権利が、譲渡人その他の債権者から法的に保全されていること
- ②譲受人が譲受資産の契約上の権利を通常の方法で享受できること
- ③譲渡人が譲渡資産の買戻し権及び義務を実質的に有していないこと
- ④はさまざまな支配権(部分債権)からなる権利の一部が他に移転することもある。例えばリコース権、遡及権や買戻特約が付されていることがあり、また「債権の回収サービス業務」が譲渡人サイドに残されている等の条件付きのものもある。

このような条件付きの金融資産が譲渡された場合の消滅認識が問題となる。この問題については二つのアプローチがある。

#### ①リスク・経済価値アプローチ

一体としての金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが第三者に移転した場合に、当該金融資産の消滅を一体として認識する考え方である。(国際会計基準)

#### ②財務構成要素アプローチ

金融資産を構成する財務的要素に対する支配権が第三者に移転した場合に、当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する考え方である。(日本、米国の会計基準)

財務構成要素とは、将来のキャッシュ・フローの流入、回収サービス権、信用リスクなどを指す。例えば社債の元本部分のみを譲渡し、同時にその償還リスクを譲受人に対して保証する場合、①元本部分、②利息部分、③信用リスクが、それぞれ財務構成要素となる。

そして、①元本部分の消滅を認識する一方で、②利息部分の認識は継続し、③新たな負債として償還リスクを計上することとなる。

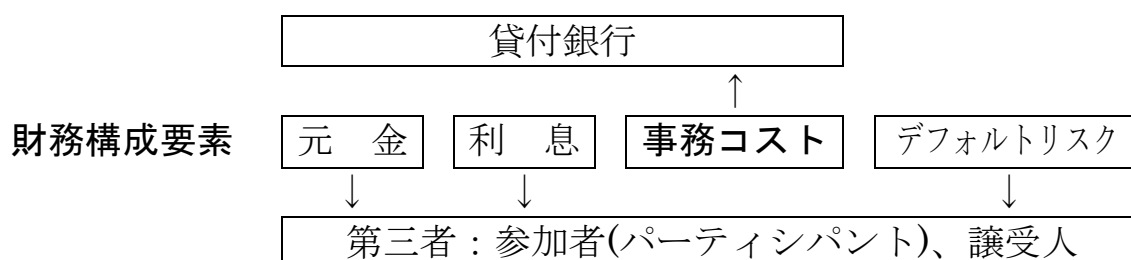
これは、証券・金融市場の発達により金融資産の流動化・証券化が進展し、たとえば譲渡人が自己の金融資産を譲渡後も、回収サービス業務を引き受ける等、金融資産を財務構成要素に分解して取引することが多くなってきたためである。

## (2) ローン・パーティシペーションの財務構成要素（債権の消滅の経過措置）

ローン・パーティシペーションとは、貸付銀行が貸付契約を締結し、その貸付債権（原債権）から回収する元利息を受取る権利を、第三者（パーティシパント、参加者）に一括または分割で売却する契約である。

これは、**譲受人の権利の法的保全**がされていないため支配の移転の要件（貸付契約の第3者への移転、金融資産の消滅の認識要件）を満たさないが、会計基準制定前から行われており、当分の間認められている。

この契約では、①貸付銀行は第三者に対して支払保証や買戻義務を負担しないが、②債権の回収と担保保管等の事務の執行を負担する。



上記において（ケース1）

A（譲渡人）がB（譲受人）に、保有する貸付金を譲渡し、譲渡した貸付金の貸倒リスクを、AがBに対して保証するケース

（ケース2）

左記の場合で、第三者CがB（譲受人）に対して貸倒リスクを保証するケース

（リスク・経済価値アプローチ、実質的に判断）

（②の理由により全体的に貸出金のリスクをBに移転していないとする）

A：①貸付金の認識は継続

A：⑪同左

（Bからの入金 は借入金となる）

②利息部分の認識は継続

⑫同左

③貸倒リスクの認識は継続

⑬同左

C：⑭保証リスクの認識

（又は、逆にすべてオフバランスする場合、②の解釈を移転とする）

（財務構成要素アプローチ、区分的に判断）

認識の中止の要件を満たした場合、ローンパーティシペーション

A：①貸付金の認識の中止

A：⑪同左

②利息部分の認識は継続

⑫同左

③貸倒リスクの認識の中止

⑬同左

④保証リスクの新規認識

⑭同左

C：⑭同左

（⑭が重複する）

（又は、貸付金がオフバランスできない場合もある）

(仕 訳 例)…前頁のケースとは逆の場合

A 銀行は 1,000 万円の貸付債権を B 社に 1,080 万円で売却する。(年度末 500 万円の 2 回返済、年利率 4%、回収業務は年 20 万円で A 銀行が行う)

### <リスク・経済価値アプローチの場合>

(すべてをオフバランス、逆にすべてをオンバランスの場合もある)

① A 銀行売却時	万円		
現金	1,080	/	貸付債権 1,000
			(オフバランス)
		/	債権売却益 80
② A 銀行元利金回収(第 1 年次)と支払			
現金	540	/	未払金 540
未払金	540	/	現金 520
		/	受取手数料 20

### <財務構成要素アプローチの場合>

(貸付債権がオフバランスできない場合、融資取引)

① A 銀行売却時			
現金	1,080	/	借入金 1,000
			(オンバランス)
		/	貸付債権留保額 80 (未払金)
② A 銀行元利金回収(第 1 年次)			
現金	540	/	貸付債権 500
		/	受取利息 40
借入金	500	/	現金 520
貸付債権留保額	40	/	受取手数料 20

従来は「リスク・経済価値アプローチ」により、一括して債権のオフバランス処理が行われてきた。そのため、取引の実質的な経済効果が譲渡人の財務諸表に反映されなかった。(譲受入の会計処理)そこで「財務構成要素アプローチ」により、財務構成要素に分解して、譲渡人の貸借対照表上にオンバランス化する必要が生じてきた。

### 支配が他に移転するための 3 要件

- ①倒産隔離—金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に引き離されていること。
- ②利益享受—金融資産の再譲渡に制約されることがないこと
- ③実質的に買戻特約がないこと—買戻特約があることは、実質的には売買ではなく、貸借取引となる。



## 5. 金融負債の消滅の認識

金融負債の消滅の認識とは、金融負債のB/Sでの認識を取り止めることである。

### (1) 金融負債消滅の3事象

- ① 契約上の義務を履行したとき(債務の弁済)  
(買掛金の支払、借入金の償還など)
- ② 契約上の義務が消滅したとき(債務の免除)  
(オプションの行使期間の終了など)
- ③ 契約上の第一次債務者の地位から免責されたとき

### (2) デッド・アサンプションの仕組(債務の消滅の経過措置)

デッド・アサンプションとは、内国法人が外債を発行し、その元利支払について海外の銀行に一定の金銭を預託することにより、元利金の支払を履行してもらい取引のことである。

このような海外の銀行とのデッド・アサンプション契約は、外債発行企業にとって、実質的な社債の繰上償還を行ったのと同じ効果を伴う。

デッド・アサンプションは、契約上の義務が消滅せず、また、第一次債務者の地位から法的に免除されないため金融負債の消滅の認識の要件を充たさないが、会計基準設定前から広く利用されてきた実務を配慮して、当分の間、取消不能の信託契約等により、社債の元利金の支払に充てることのみを目的として、当該元利金の金額が保全される資産を預入れた場合等、社債の発行者に対し遡及請求が極めて低い場合に限り、当該社債の消滅を認識することを認められている。

## 現先取引

一定期間後に買い戻す（売り戻す）という約束で債券を売り払う（買い戻す）取引である。要するに買い戻す（売り戻す）までの期間、資金を借りる（貸す）のと同じことである。譲渡人が買い戻権を実質的に持っているケースに該当するので、売買取引ではなく、金融取引として処理しなければならない。

### (仕 訳 例)

- ① 債券の買入時（買入者の売戻しと同時に、譲渡人の買い戻しが契約）

万円			
短期貸付金	1,000	現金	1,000

- ② 決算時における未経過利息に計上と貸倒引当金の計上

未経過利息	40	受取利息	40
貸倒引当金繰入	20	貸倒引当金	20

- ③ 債券の売り戻し時（買入者の契約の実行、譲渡人の買い戻し実行）

現金	1,060	短期貸付金	1,000
		未経過利息	40
		受取利息	20
貸倒引当金	20	貸倒引当金戻入	20

### (現先取引)

一定期間後に一定の価格で同一の銘柄を売り戻す(又は買い戻す)ことをあらかじめ約定した債券売買取引。

契約上は債券の売買の形をとる。

**実質的には、支配は移転しておらず、債券を担保とした短期の資金取引である。**

すなわち、売戻し条件付きの債券買入れ(買い現先)は余裕資金の運用である。

## (3) 買戻条件付債権譲渡の会計処理

(貸付金 1,000 万円の譲渡)

	万円
① 譲渡代金	1,000
② デフォルトによる買戻義務	<u>△60</u> (貸倒リスクの評価)
③ 正味譲渡対価の額	<u>940</u>
④ 回収業務の対価	10 (回収業務費の見積)

(譲渡原価の算定)

	万円	対価按分率 %	譲渡原価 (DX 比率) 万円
貸付債権の正味譲渡対価 (③の額)	940	99(B/A)	990
〃 回収業務の対価 (④の額)	10	1(C/A)	10
	<u>950</u>	<u>100</u>	<u>1,000</u>

(仕 訳 例)

	万円			
現金	1,000	/	貸付債権	990 ----- 消滅債権の時価
譲渡損	50	/	買戻義務	60
回収対価資産	10	/	貸付債権	10 ----- 残存債権の時価

## 6. 金融商品の時価評価

### (1) 金融財への評価基準の適用の背景

- |         |          |       |   |
|---------|----------|-------|---|
| (実物経済)  | 1970年代以前 | —     | プロダクト生産を中核とする実物経済中心の時代。   |
|         | 1970年代以後 | — (1) | 為替を中心とした金融財の取引高に占める割合が増加し財貨の輸出入の決済手段としての地位。投資の対象となった。(トレーディングの補助) |
| (マネー経済) |          | (2)   | それ自体が投機取引の対象となった。<br>併せてコンピューターの発達により、価格変動(ボラティリティ)の瞬時を捉えて取引される。  |

金融資産は、基本的に時価、すなわち「公正な評価額」により評価するが、その保有目的に応じて、取得価額や償却原価などが用いられる。

### (2) 有形財への時価基準の適用の問題点

#### ① 棚卸資産、固定資産

持続的資金投下の後の回収、再生産に必要な資産(下方的評価)  
従来の取得原価基準の枠内での評価減の適用が解りやすい。

#### ② 金融資産

自由選択資金として即時決済による**採算計算**に適した資産(上、下方的評価)

金融財と有形財とでは資産特性、市場特性、経済セクター特性の違いが歴然としており、同一の時価ルールは問題である

#### ③ 金融資産の特性

- ・時価の客観性とその把握の容易性
- ・時価による流動化可能性

### (3) 金融資産の時価評価の有用性と対象資産

#### ① 時価の測定の問題

金融資産は、いつでも「時価による自由な換金・決済の可能性」(価格のフィージビリティ)があるという特性を前提として考えるとき、**時価情報をオンバランス化することは、「当然」と受けとめられるようになっている。**

## ②時価評価対象資産の限定

時価評価対象から外されるもの

(実質的に価格変動リスクにさらされないもの)

- ・現預金、受取手形、売掛金、貸付金等
- ・支払手形、買掛金、借入金等

(保有目的から見て売却しないもの)

- ・満期保有目的債券
- ・子会社・関連会社株式等

区 分	具体的項目	備 考
価格変動リスクのある金融資産	デリバティブ 株式等の有価証券	金融資産
価格変動リスクに中立、非売却目的	売掛債権、貸付金等 関連会社株式等	〃
費用性資産	棚卸資産、固定資産等	非金融資産

### 評価基準と評価差額

区 分	評価基準	評価差額
売買目的有価証券	時価	損益に計上
満期保有目的債券	原価、償却原価	— 損益に計上
関係会社株式	原価	—
その他の有価証券	時価	純資産の部に直接計上
特定金銭信託等	時価	損益に計上
デリバティブ	時価	損益に計上

## (4) 金融負債の貸借対照表価額

### ①社債発行差金

従来 of 繰延資産の範囲から除かれ、社債発行差金という用語を使用せず、社債を額面金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合は、償却原価に基づいて算定して社債金額とすることとされた。

## 7. 有価証券の会計

### (1) 区 分

区 分	評価基準	評価損益の処理
売買目的有価証券	時価評価	当期損益 未実現の評価益が収益となる
満期保有目的有価証券	取得原価 償却原価法	時価の変動の影響を受けない 利息の配分が必要
関係会社株式	取得原価	支配目的
その他の有価証券	時価評価	・純資産の部にすべて計上(全部繰入法)、又は ・評価益は純資産の部に計上し、評価損はP/Lに当期の損失として処理(部分繰入法)

### (2) 売買目的有価証券

いつでも売ろうと思えば売れる、キャピタルゲインを得ることを目的として保有している有価証券をいう。

B/S 計上 ----- 時価

P/L 計上 ----- 評価損益は当期の損益とする

	2010年4月1日 (取得原価)	2011年3月31日 (期末時価)	2012年3月31日 (期末時価)
A 株式	1,500	2,000	1,800
B 株式	1,000	1,600	1,700
計	2,500	3,600	3,500

2010.4.1	売買目的有価証券	2,500	／ 現預金	2,500
2011.3.31	売買目的有価証券	1,100	／ 有価証券運用益	1,100
2012.3.31	有価証券運用損	100	／ 売買目的有価証券	100

### (3) 満期保有目的の債券

満期まで所有する目的で保有する社債などをいう。

その目的は、満期までの利息や元本の受取りであり、その間の価格変動リスクを考慮する必要がないため、**取得原価**で評価される。

ただし、債券の券面額と異なる価額で取得した場合、その差額が金利調整によるときは、**償却原価法**で評価する。

償却計算の方法は利息法と定額法がある。

取得日等 2010.4.1 社債額面 10,000 を 9,500 で取得  
満期日等 2015.3.31 満期、利率は 6% で利払日は 9 月末と 3 月末

2010.4.1	満期保有目的債券	9,500	/	現預金	9,500
2010.9.30	現預金	300	/	有価証券利息	300
2011.3.31	現預金	300	/	有価証券利息	300
	満期保有目的債券	100	/	有価証券利息	100
2015.3.31	現預金	300	/	有価証券利息	300
	満期保有目的債券	100	/	有価証券利息	100
	現預金	10,000	/	満期保有目的債券	10,000

### (4) 子会社株式等

子会社株式および関連会社株式は、**取得原価**で評価する。

これらは財務活動というよりは、設備投資などの事業投資と同様と考えられるからである。

### (5) その他有価証券

上記以外の有価証券であり、**持合株式**などが含まれる。

評価損益の処理には 2 つの方法があり、いずれの方法も、**評価差額は洗替方式**による。

**全部純資産直入法**(評価差額を純資産の部に計上する)

**部分純資産直入法**(評価益は純資産の部に、評価損は当期損失として処理する)

	2010年4月1日 (取得原価)	2011年3月31日 (期末時価)	2012年3月31日 (期末時価)
A 株式	1,500	2,000	1,800
B 株式	1,000	1,600	1,700
計	2,500	3,600	3,500

その有価証券の評価差額を純資産の部に計上する場合には、税効果会計を考慮しなければならない。

即ち税引後で計上する。

(全部純資産直入法)

2010.4.1	その他有価証券	2,500	/	現預金	2,500
2011.3.31	その他有価証券	1,100	/	その他有価証券評価差額金 繰延税金負債	660 440
2011.4.1	その他有価証券評価差額金 繰延税金負債	660 440	/	その他有価証券	1,100
2012.3.31	その他有価証券	1,000	/	その他有価証券評価差額金 繰延税金負債	600 400
2012.4.1	その他有価証券評価差額金 繰延税金負債	600 400	/	その他有価証券	1,000

## (6) 強制評価減

- ①有価証券の評価に関しては、その時価が著しく下落したときには、回復する見込があると認められる場合を除いて、時価評価を行い、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。
- ②売買目的有価証券およびその他有価証券でも、市場価格がなく、客観的な時価が把握できないものについては、取得原価で評価される。

## (7) 運用目的の金銭信託

等外信託財産を構成する金融資産および金融負債について時価評価を行い、評価差額が出た時は、当期の損益とする、  
—特定金銭信託、指定金外信託等

## (8) クロス取引

未実現利益とする。



## 金融商品に関する会計基準

### 重要定義のチェック

#### (1) 設 定(平成 11 年 1 月 22 日 最終改正 平成 20 年 3 月 10 日 ASBJ)

金融商品に関する会計処理を定めることを目的とし、すべての会社における金融商品の会計処理に適用する。

#### (2) 金融資産

現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の**金銭債権**、株式その他の出資証券及び公社債等の**有価証券**並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引(以下、「**デリバティブ取引**」という。)により生じる**正味の債権等**をいう。

#### (3) 金融負債

支払手形、買掛金、借入金及び社債等の**金銭債務**並びにデリバティブ取引により生じる**正味の債務等**をいう。

#### (4) 償却原価法

金融資産又は金融負債を**債権額又は債務額と異なる金額**で計上した場合において、当該差額に相当する金額を**弁済期又は償還期**に至るまで每期一定の方法で**取得価額に加減する方法**をいう。

#### (5) ヘッジ取引

ヘッジ対象の資産又は負債に係る相場変動を相殺するか、ヘッジ対象の資産又は負債に係るキャッシュ・フローを固定してその変動を回避することにより、ヘッジ対象である資産又は負債の**価格変動、金利変動及び為替変動**といった**相場変動等による損失の可能性**を減殺することを目的として、**デリバティブ取引**をヘッジ手段として用いる取引をいう。

#### (6) ヘッジ会計

ヘッジ取引のうち**一定の要件を充たすもの**について、ヘッジ対象に係る**損益とヘッジ手段に係る損益**を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための**特殊な会計処理**をいう。

### (7) 予定取引

未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。

### (8) リスク・経済価値アプローチ

金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する方法をいう。

### (9) 財務構成要素アプローチ

金融資産を構成する財務的要素(以下、「財務構成要素」という。)に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法をいう。

### (10) 金融商品

金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称して金融商品という。

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)  
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (208)

金融資産及び金融負債に関する次の各問に答えなさい。

- 問1 金融資産及び金融負債の範囲について述べ、あわせてこれらの発生をいつ認識しなければならないのかについて述べなさい。
- 問2 金融資産の譲渡に係る消滅の認識方法としてのリスク・経済価値アプローチと財務構成要素アプローチについて説明しなさい。
- 問3 リスク・経済価値アプローチを採用した場合に生じる問題点について述べなさい。
- 問4 金融資産の価値の下落を財務諸表に反映する会計処理に関する次の各問に答えなさい。
- (1) 金融資産の価値の下落を財務諸表に反映する会計処理には、適用される状況の違いにより①直接控除と②間接控除という2つの方法がある。それぞれの方法について説明しなさい。
- (2) (1)の2つの会計処理と損失の戻入れとの関係について説明しなさい。

3. リスク・経済アプローチによると当該債権の消滅を認識できない場合があり(融資取引となる)、財務構成要素に分解して、支配の認識を行うことが取引の実質的な経済効果をB/Sに反映できる場合がある。
4. (1)直接控除は、その回収がほとんど期待できない場合、債権の直接控除で戻入なし。
- (2)間接控除は、現時点で価値の下落はあるが、回収可能性がある程度ある場合、引当金計上で損失の戻入れの可能性あり。

問題 2	(214)
------	-------

有価証券の評価に関する次の各問に答えなさい。

- 問 1 企業会計の認識・測定対象を経営者が受託した資金の投下・回収過程とする立場から、期末においても売買目的有価証券を取得原価で評価すべきであるとする論拠を述べなさい。
- 問 2 問 1 の論拠に対する批判的見解を述べなさい。
- 問 3 その他有価証券のうち長期運用目的の有価証券は、当面売却を予定しない有価証券であるからこそ固定資産として分類されるのであり、その評価損益は当期の業績利益の計算要素とはならないことから、これを原価評価すべきであるとする見解がある。この見解の問題点を指摘しなさい。
- 問 4 その他有価証券のうち長期運用目的の有価証券の期末の時価は、将来の売却時に獲得されるキャッシュ・フローの見積値とはいえないことから、これを原価評価すべきであるとする見解がある。この見解に対する批判的見解を述べなさい。

1. 資金の投下過程にある資産（棚卸～有証）には、原価等のみが着目され、価値の形成は無視すべきである。
2. 売買目的有証の特徴は、所有期間の終始、投資の継続か変更かを選択する状況にある。従って評価が必要である。
3. 投資有証の保有は、事業用固定資産と異なり、使用収益目的ではなく投資的な視点が必要である。
4. 投資の損益を把握し、投資の継続の適否を判定することは経営の指標の一種である。また時価との差異を常時把握すべきである。

# リスク会計の必要性

拙著「リスク会計の探求」を境として

## 1. リスクを基軸とした新たな会計の必要性

(1) 会計研究におけるリスク研究とその反映は充分ではない

(2) 従来の外的成果は、リスク(自身の行為)と裏付され、  
リスクをとりながら成果を挙げている

(3) 金融市場商品の拡大、インフラの普及は、大きな社会変化をもたらしている

(4) 重大事故多発と従来のリスクに対する認識



リスクを会計に織り込む必要がある。

## 2. リスクの側面から会計のあり方を考える必要

(1) ad hoc 対応 → 一時的な対応  
その場の判断、その場の対応

(2) 従来の対応は不十分

① 引当金、備忘簿等の認識

② ハフ会計

③ 繰上元金

(3) リスク対応のあり方

会計上のリスク対応の不備、リスク情報の欠如

3) 1127 概説の概観と整理

経営、行政、心理、行政経済学、社会学、統計学

会計学 への取組

会計学 への取組

# ESGと会計

## 1. 1929年の世界大恐慌

意の本国の原因は会計情報に乏しかったことと  
言われることもある。

人財不足のため、会計情報に乏しい会計知識を持ったので  
(投資者) 事故が多かったという言い方がある。

## 2. 現代は ESG 経済社会とされている

金融市場の激動

経済危機の頻発

気候変動、天然資源、環境汚染……

## 3. ESG と人間、叡智の戦い

ESG 社会の到来に対し 企業会計は ESG への  
対応が求められる。

## 4. 会計は、ESG と ESG 以外の隣接する分野

であり、会計における ESG 概念は、この二つの分野

の ESG 概念を包含する

## 5. 会計のリスク概念

(1) 当期の結果のボラティリティ

事後のリスク概念、結果に依り将来のリスクを予測する

(2) 企業の損益、損失

(3) 企業の健全性と発展可能性に脅威を与える要因

起る可能リスクと起る不能リスク

(4) 判断ミス

将来に何年かの判断ミス

会計原則

会計業務

> 認識、測定、開示、加算減算の処理

## 6. リスクと保守主義会計

世界の二大潮流を以て会計基準が与え、保守主義は排除

原則会計基準

実際会計基準



(9~10) 北京外大レジュメ  
(顧客の欲求)

2015.01.26  
(2014.10.29)

顧客の需要の見極め

9. 野球部に求めるものは何か、「お見舞面接」によって…

部員たちの悩みや野球部に求める要望を引き出す収集の場を、野球部全員で夕紀の病気のお見舞いに行く病院とした。

夕紀は意思疎通の橋渡し役(マーケティング)を引きうけてくれた。野球部員が、何を欲し、何を望んでいるか、「野球部に求めるものは何か」野球部のマーケティングはスタートした。「お見舞い面接」という形で、みなみは夕紀とともに聴き取って行った。  
(マーケティングとは顧客の創造)

「優等生って大変ね」と夕紀は、いきなり文乃のいやがっている点を聞いた。

「私、優等生なんかじゃないんです！みんなと仲よくなりたいんです！みんなの役に立ちたいんです！」と文乃は応えた。ついに堪えきれずに涙を流した。

10. 野球部員の部活動に対する考え方や悩み

- コミュニケーションは受け手の言葉を使わなければ成立しない。ソクラテスは「大工と話すときは、大工の言葉を使え」と言った。
- コミュニケーションは期待である。期待していないものは反発を受け、受け付けられない。人の心は期待していないものを知覚することに抵抗する。受け手が期待しているものを知ることなく、コミュニケーションを行うことはできない。
- コミュニケーションは要求である。コミュニケーションはそれが受け手の価値観、欲求、目的に合致するとき強力となる。逆に、それらのものに合致しないときは受け付けられない。
- コミュニケーションは情報ではない。別物である。エルトンメイヨーは、耳を傾けるとは、上の者が下の者の言うことを理解することであると言った。コミュニケーションは下から上へ向うという重要なポイントである。しかし、スタートにすぎない。

ドラッカーは、微妙なニュアンスの違いを重視する  
例えば、成果と利益、コミュニケーションと情報、将来の予測と未来、生産の原理と生産活動のマネジメント…

(マネジメント・エッセンシャル版 57~61頁)

先進国の生活水準を引き上げたのは、テイラーの科学的管理法である。

テイラーは労働科学におけるニュートン、あるいはアルキメデスである。だが彼のうえにつけ加えられたものは、まだあまり多くない。仕事の研究に比べて、働く人間についての研究はさらに行われていない。特に知識労働者については、ほとんど研究されていない。

- 仕事をするのは人であって、仕事は常に人が働くことによって行われることはまちがいない。しかし、仕事の生産性をあげるうえで必要とされるものと、人が生き生きと働くうえで必要とされるものは違う。したがって、仕事の論理と労働の力学の双方に従ってマネジメントしなければならない。働く者が満足しても、仕事が生産的に行われなければ失敗である。逆に仕事が生産的に行われても、人が生き生きと働けなければ失敗である。
- 労働における五つの次元、①生理的な次元がある。人は機械ではないし、機械のように働きもしない。②心理的な次元がある。人にとって、働くことは重荷であるとともに本性である。呪いであるとともに祝福である。それは人格の延長である。自己実現である。③社会的な次元がある。大昔から働くことは、集団に属して仲間をつくる欲求を満たす手段であった。④経済的な次元がある。労働は生計の資である。存在の経済的な基盤である。⑤政治的な次元がある。集団内、特に組織内で働くことには、権力関係が伴う。
- これに対しエルトン・メイヨーは、職場における人間関係、つまり心理的次元と社会的次元が支配的な次元であるとした。たしかに彼の言ったように、「手だけを雇うことはできない。人がついてくる」。そして現実には、仕事が集団内の人間関係を左右する。

アダムスミスもマルクスも労働とは関係のない理論家だった。唯一、テイラーだけは工場の労働者、職長を経験して経営学を著した。

- 仕事とは何か。①基本的な動作を明らかにして、論理的な順序に並べること、②次に、プロセスへの総合である。一人ひとりの仕事を生産プロセスに組み立てる、③さらに、管理の手段を組み込むことである。

現場に  
相指す!!  
ああ

# 生産の原理の理解と応用

作成日  
作成者

1. 資源の有効活用 — 物的生産能力

2. 事世上の目標達成の能力は — 徳域心による生産力 (生産能力)

- (1) 必要の価格に
- (2) 必要の品名のもとに
- (3) 必要の期間内に
- (4) 必要な柔軟性をもち

3. マネジメントの仕事は、乃ち、物的生産という厳しい現実の中で、  
制約を押し控えることである。

4. 生産部内に圧力をかけ解決せよといふ 解決しない

5. 売上減は結果、  
競争は、トコこの札をぬくことができない

> 内部の解決できない

6. 生産は、原材料を機械にかけるといふことではない。  
それは、物理を仕事に活用することである。

↓  
システム

7. 生産の原理の理解と集約

- (1) いかなる生産システムが必要か
- (2) その生産システムの原理は何か
- (3) その原理を一般的に適用せよ (物理学的制約除去)  
正しい原理を、明瞭に、量に在りて適用せよ

8. 生産原理の理解

- (1) 個別生産
- (2) 大量生産
- (3) ...

} 生産の制約を除去する以外!!

## 9 The Principles of Production

5-7  
作成日

作成者

1. Production is not the application of tools to materials, but the application logic to work.
2. Management (business) is as to convert the physical limitation into opportunities.
3. Most important management principle  
For in every business the ability to attain performance goals depends on the ability of production to supply the goods in the required volume, at the required price, at the required quality, at the required time or with the required flexibility.
4. The management must manage its business as to convert the physical limitations into opportunities.
5. Management understand what system of production require what the principles are, and <sup>it</sup> apply these principles consistently, rationally.

## (現代の経営 第10章 フォード物語)

- 働く人たちが成果をあげるか否かは、主として彼らの上司たる経営管理者がどのようにマネジメントするかによる。
- **フォード衰退の原因は、経営管理者抜きの経営にあった。**

フォード再建の鍵は、マネジメントの構築と組織化にあった。20代半ばで事業の経験は全くなかったが、ヘンリー・フォード二世は問題がなんであるかをただちに理解した。

最初の人事だった上席副社長アーネスト・R・ブリーチの任命にあたっては、業務上の全権限を与えることが発表された。フォード二世は、それらの考え方のほとんどを、新しいマネジメントを構成すべき人材とともに、競争相手であるGMからそっくりそのまま手に入れた。したがって、彼の行ったことは、GMの考え方の正しさを証明するものとして、特に大きな意味を持つ。マネジメントは、オーナーの助手ではない。個人の財産の管理とは本質的に異なっている。

- 企業に委託された資源は、一人の人間の一生という時間的制約を超えて維持されて初めて富を生む。企業は永続する。そのためには、経営管理者が必要である。
- **経営管理者をマネジメントする**
  - (1) 目標と自己管理によるマネジメント
  - (2) 経営管理者の仕事を適切に組織する
  - (3) 組織に正しい文化を生み出す
  - (4) CEOを必要とし、取締役会を必要とする
  - (5) 明日の経営者の育成
  - (6) 健全なマネジメントの構造を持つ

企業は個人の事業や財産を離れて存在し、時間的制約を超えて維持され、永続されなければならない。

## ドラッカーへの旅

(知の巨人の思想と人生をたどる)

著者 ジェフリー・A・クレイムズ 訳者 有賀裕子 2009年8月30日発行 ソフトバンク クリエイティブ株式会社発行

### 第7章 明日だけを見つめよ (137～頁を読んで)

「あえて過去を決別する」「捨てる」という決断は、ドラッカーのいう「マネジャーのエゴ」により妨げられてしまう。なぜなら、マネジャーたちは終始、「売り上げを増やすためにあらゆる努力をするように」と教えられており、何かを捨てるのはこの教えに反するのである。ところがこれは、長期的な視点に立った場合、誤った考え方である。

ドラッカーは、あまりに多くのマネジャーたちが、過去にしがみつき、その結果、事業を迷走させてしまっている、と嘆いていた。収益源である「金のなる木」にいつまでも頼りつづけるのだが、やがてライバルが勢いを伸ばすとその事業は傾く。過去と決別できない企業は、いずれ時代に取り残されると、ドラッカーはしきりに訴えていた。 (138～139 頁から引用)

#### 成長戦略の第一歩

ドラッカーはこう書いている。「成長戦略の第一歩は、どの分野をいかに伸ばすかを考えることではない。『どの分野から撤退すべきか』こそ、最初に考えるべき点である。企業が成長するためには、成長しきった分野、時代遅れになった分野、生産性のあがらない分野からいかに撤退するかをめぐり、体系的な戦略を築かなくてはいけない」

21世紀のはじめ、**フォード・モーターとGM**はともに、環境運動の盛り上がりやガソリン価格の高騰にもかかわらず、燃費の悪いスポーツタイプ多目的車(SUV)の生産に邁進していた。

**トヨタ自動車**はそれを横目に、先進的なハイブリッド技術の開発に力を注ぎ、プリウスなどのハイブリッド車を一般の人々でも手の届く価格で市場に送り出すことに成功した。トヨタの首脳陣は、ハイブリッド車こそが炭素ガスの排出量を抑え、燃料消費を減らすための切り札だと悟り、低い利益率に耐えながら、萌芽期にあるハイブリッド市場のリーダーを目指した。 (141 頁から引用)

## 原文

孙子曰：凡治众如治寡，分数是也；斗众如斗寡，形名是也；三军之众，可使毕受敌而无败者，奇正是也。兵之所加，如以碇投卵者，虚实是也。

凡战者，以正合，以奇胜。故善出奇者，无穷如天地；不竭如江河。终而复始，日月是也。死而复生，四时是也。声不过五，五声之变，不可胜听也。色不过五，五色之变，不可胜观也。味不过五，五味之变，不可胜尝也。战势不过奇正，奇正之变，不可胜穷也。奇正相生，如环之无端，孰能穷之？

激水之疾，至于漂石者，势也；鸷鸟之击，至于毁折者，节也。是故善战者，其势险，其节短。势如彍弩，节如发机。

纷纷纍纍，斗乱而不可乱也；浑浑沌沌，形圆而不可败也。乱生于治，怯生于勇，弱生于强。治乱，数也；勇怯，势也；强弱，形也。故善动敌者：形之，敌必从之；予之，敌必取之。以此动之，以卒待之。

故善战者，求之于势，不责于人，故能择人而任势。任势者，其战人也，如转木石；木石之性：安则静，危则动，方则止，圆则行。故善战人之势，如转圆石于千仞之山者，势也。



# 成果をあげる意思決定

## Effective Executive

### 1. 意思決定とは

- (1) 判断がある
- (2) 選択肢から1つ選択がある。
- (3) 正しいか 間違っているか 選択できる
- (4) 正しいか正しくないか 正確に決まらなければならない

### 2. 事実から結論を出すことも無理ではない。

- (1) 前提から正しい判断は得られない
- (2) 意見から結論を出すことは、必ずしも得られない
- (3) 初めに意見があるというのと、  
後に仮説から事実を導き出すというのでは異なる
- (4) 初めに意見(仮説)があること  
仮説の有効性を検証する際には、(何を知らなければならないか)  
その意見の有効性を検証する。事実がどうなるかはわからない

それとは、探す順番、調べる順番、検証する順番の  
何の順序にもなく、徹底的に考え、明確にする習慣を  
身につけておく必要がある。



# 4. 如右基準を以て出す

## 4. 有意性・基準について

4.7.2.8の 1.1の事をいふというのでその意思決定より

結果を分析する時、後述する(返測率の基準を定めたこと)より

## 4. (2) (1) (2) (3) の調査結果を管理

(1) 調査結果を定めた90%の水準を以て選別 — 品目数は4%

(2) 競争能力を90%水準を以て選別 — 品目数は4%

(1) (2) の合計 0.3% — “ 5%

(細心の注意を払って管理するもの)

(3) その他

(確率も平均(選別)の例外管理) “ 95%

## 5. 評価測定のための基準を以て出す方法

— 自分が出すところ、結果から示すところ

## 意見の対立を活用する

## 1. 投資計画の評価基準

(1) 投資回収の期間、時間

(2) 投資の利益率という基準

(3) 投資の利益の現在価値という基準

## 2. 一つの基準が中心の満足は与えない。

三つの基準が必要である

—— いくら財務部がめんどくさいと……

満場一致で行えるようにするのは悪い

3. 意見の不一致は存在しなくとも、意思決定は  
行わない。

GPMの最高レベル会議に スローン氏は、この書長

“ 佐川氏、この決定に関しては意見の完全な一致に達したと了解しておりますが、  
と申す、出席者全員がうなずくとは、”

“ 佐川氏、この問題について、異なる意見を引出し、この決定の  
いかに意味をもつかについて、本と理解するための時間  
必要と思ふので、検討は次回まで延期することを提案したい”

# 意見の不一致の必要性

1. 反対尋問 ... 反対意見の重要性

2. 必要性の理由

(1) 組織の因人に好まざるを防く

(2) 反対意見がよい選択肢を与えてくれる

(3) 選択肢のよい意思決定は、向う見事なバックアップである

(4) 意思決定は常に間違える危険がある

最初から間違っているとき、状況が変化しているとき、

(5) 代替案のよいときの危険 (シム-フック効果、フック効果、フック効果)

(6) 反対意見は想像力を刺激するに必要である

3. 何れも、両者の理解の重要性である。

誰か正しく、誰か間違っているわけではない

4. 学校を出たばかりの新人弁護士同士の訓練

相手側に立って法理を組み立てる

5. シム-フック効果から出発してはならない

反対意見は、代替案である。

# 図教全般

No. /

Date

大井平著 図教の歴史 (E) (F) 2012.5

日科技連発行

H27.1.26

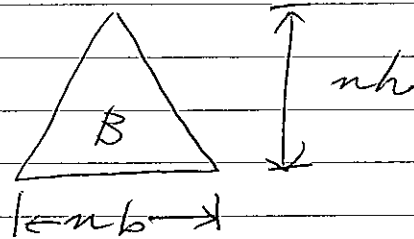
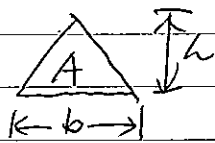
I 一次図教

II 二次図教

III 三次図教

1. 三角形の面積の比較 (長さの2乗の効果)

他の長さの  $n$  倍の正方形の面積



$$A = \frac{1}{2}bh$$

$$B = \frac{1}{2}nb \cdot nh = \frac{1}{2}n^2 \cdot bh$$

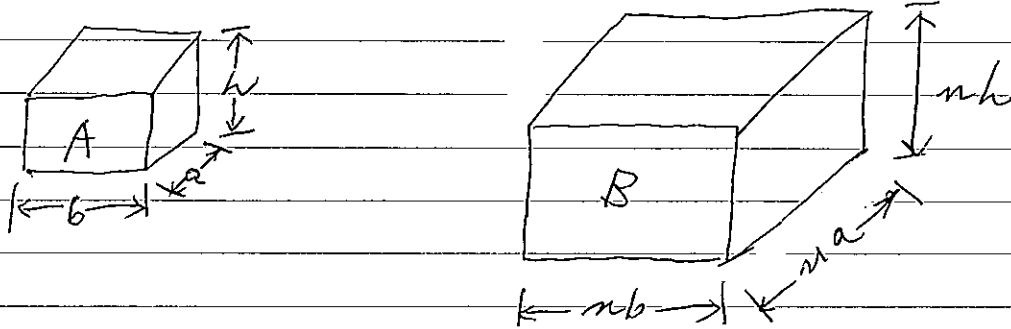
他の図形の面積も同様

“面積は長さの2乗に比例する”

$$S = kL^2$$

$S$ は面積  $L$ は長さ  $k$ は比例定数

2 体積の比較 (長さは体積に $n$ 倍が効く)



$$A = a b h$$

$$B = na \cdot nb \cdot nh = n^3 \cdot a b h$$

$$V = k_2 L^3$$

$V$ は体積・ $L$ は長さ・ $k_2$ は比例定数

全く相似な動物が2匹いた、

大は小の $n$ 倍の大きさになると

その体積(体重)は 大は小の  $n^3$  倍となる

浮力も同じか?

翼は  $n^2$ 、体積は  $n^3$  となる

## 3. 2乗3乗の法則

ある鳥が相似形の本来長さから大きくなると、  
 浮力を発生させる翼の面積は長さの2乗に比例して  
 増大するのに対して、体重は長さの3倍に比例して  
 増大する。…… 長から大きくなる鳥は厄い!!

体重の大きい人の靴はいいおやない。

これは 大きさが 面積に2倍に 変化する。  
 (靴の底)

体積 は 3倍 に増えるから。

(体重)

二乗三乗の原則

# 4 3次曲線 (山と谷)

yがxの3次関数にあるときの一般的形式

$$y = ax^3 + bx^2 + cx + d$$

3次関数の曲線は、

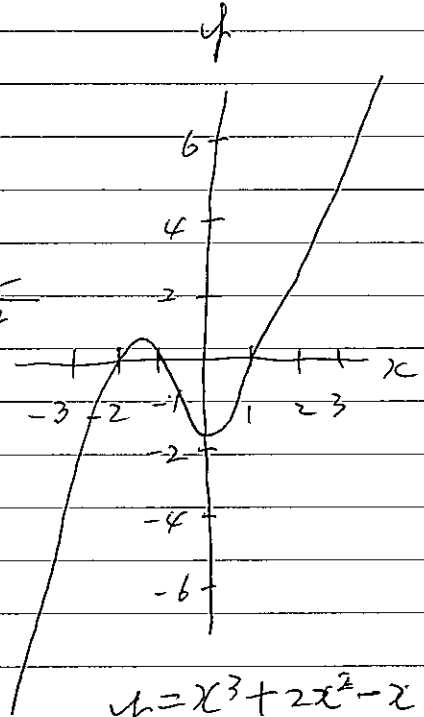
図の如く、一つの山と一つの谷

を持っている。

その理由は、因数分解

すると、

$$y = x^3 + 2x^2 - x - 2$$



$$y = x^3 + 2x^2 - x - 2$$

$$\rightarrow y = (x+2)^{\textcircled{1}}(x+1)^{\textcircled{2}}(x-1)^{\textcircled{3}} \text{ となる。}$$

括弧ち、( )の中がxに何と何と

①  $x = -2$ 、括弧②  $x = -1$ 、括弧③  $x = 1$

のとき  $y = 0$  となる

曲線が、3ヶ所、x軸と横切るとはなり、一つの山と

一つの谷がある

# VI 分数関数

1. 一方が直線ならば、他方が直線か

両方が直線ならば、その直線が直線か

一方の量を  $x$ 、他方の量を  $y$ 、両者の量の合計を  $b$

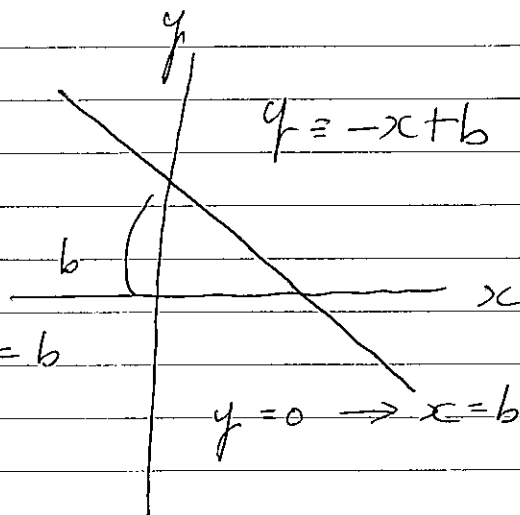
とすれば、

$$\begin{aligned} x + y &= b \\ y &= -x + b \end{aligned}$$

$y$  を大きくするには、  
 $x$  を小さくする

$x$  を大きくするには、  
 $y$  を小さくする

$x=0 \rightarrow y=b$   
 $y=0 \rightarrow x=b$



$$y = \frac{a}{x}$$

$\frac{1}{2}$  の 2 倍にすると 他方は  $\frac{1}{2}$  に

$\frac{1}{3}$  の 3 倍

$\frac{1}{3}$

" 5 倍 =

$\frac{1}{5}$



# 2 反比例の関係 (二つの世界)

物の売買の場合、物の価格を  $x$  とすると  
一定の所持金  $a$  を買取れる量  $y$  は、

$$y = \frac{a}{x} \text{ と反比例の関係となる}$$

$x$  が大きいとき  $y$  は小さい  
 $y$  が小さいとき  $x$  は大きい

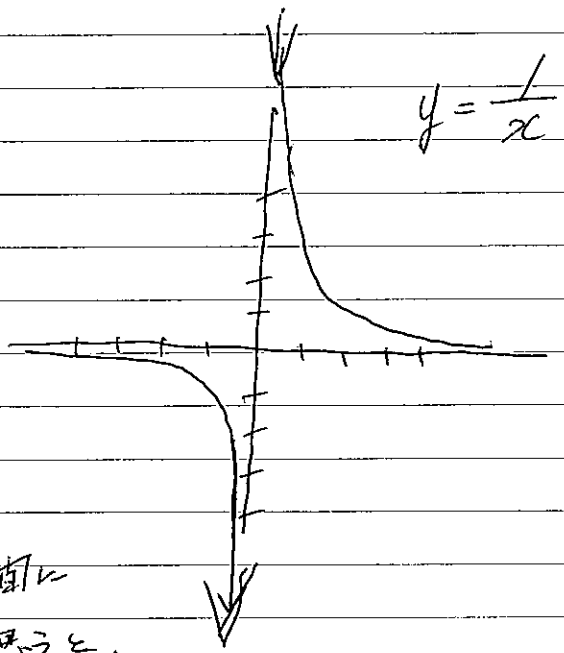
$x$  が小さいとき  $y$  は大きくなる  
 $y$  はどんどん大きくなり、  
ゼロの近くで極端に大きくなる。

そして、 $x$  がゼロを通過する瞬間に  
 $y$  は無限大になるかと思うと、

ふと  $x$  が無限大のほうから、忽然と現れる。

海の地平線に沈んだ太陽が、瞬間！東の昇りにはくたさる。

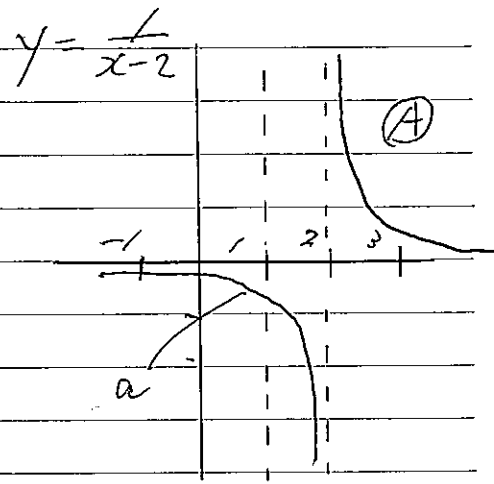
— 不連続な曲線 —



### 3. カッコ内曲線 (三つの世界)

$$y = \frac{1}{x^2 - 3x + 2} = \frac{1}{(x-2)(x-1)} \quad \textcircled{1}$$

$$= \frac{1}{x-2} - \frac{1}{x-1}$$

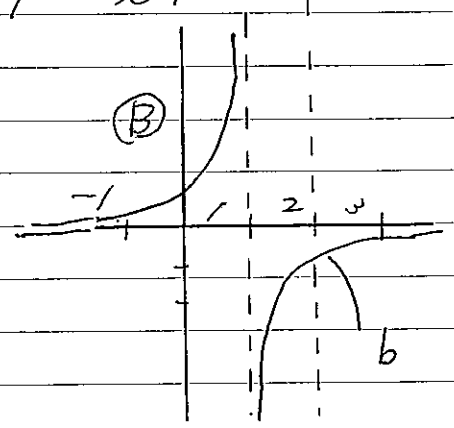


$$\frac{1}{(x-2)(x-1)} = \frac{p}{x-2} + \frac{q}{x-1} \quad \textcircled{2} \quad y = -\frac{1}{x-1}$$

とすると

$$\frac{p}{x-2} + \frac{q}{x-1} = \frac{p(x-1)}{(x-2)(x-1)} + \frac{q(x-2)}{(x-2)(x-1)}$$

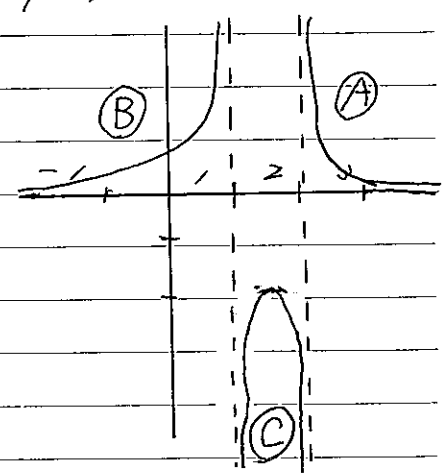
$$= \frac{px - p + qx - 2q}{(x-2)(x-1)} = \frac{(p+q)x - (p+2q)}{(x-2)(x-1)}$$



分子を0とすると

$$\begin{cases} p+q=0 \\ -(p+2q)=1 \end{cases} \Rightarrow \begin{cases} p=1 \\ q=-1 \end{cases}$$

$$y = \frac{1}{x^2 - 3x + 2} = \frac{1}{(x-2)(x+1)}$$



従って ①, ②は、

$$\frac{1}{(x-2)(x-1)} = \frac{1}{x-2} - \frac{1}{x-1}$$

とすると

$$a+b=c$$



## 政治家の数学的思考

(2月のごあいさつ)

平成 27 年 1 月 26 日 (月)

2月の沖縄の気候は全国一です。冬とはいえこの暖かさは全国のどこへも持って行けません。いくら楊貴妃が荔枝が好きでも、玄宗皇帝は長安でそれを育てられません。

### アメリカの対日戦略、二つの世界の創設と分数曲線

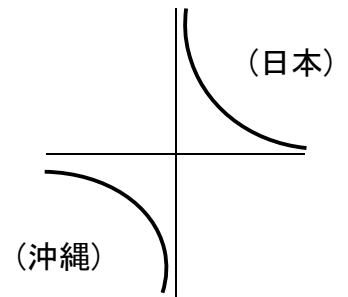
これはオドロキ！！日本を二つの世界に分けた分数関数！！

「一ドル＝三六〇円」は日本の輸出促進 — 経済重視

戦後日本の経済再建は、輸出の促進であり、それは再軍備をさせない再建、戦争の放棄である。

「一ドル＝一二〇B円」は沖縄の輸入促進 — 軍事基地重視

米国にとって第一の目的は、沖縄の米軍基地であり、そのための経済的諸条件の整備を図ったのは、基地の存在による輸入への依存と経済的維持である。



### 瀬長亀次郎の家賃発言と基地の積分

沖縄の政治家で、尊敬する人は誰かと問われて、瀬長亀次郎と答えた。

大衆左翼運動家で沖縄人民党を結成し、書記長、那覇市長、衆議院議員、日本共産党副委員長を歴任した瀬長亀次郎は、沖縄の米軍基地について、家賃をもらわなければ…と発言したという。それは米軍基地の存在について、地主の小さい軍用地代や情けない補助金を超えた目に見えない沖縄の対価を積分すれば“大きな家賃”になるという考えだと思った。

沖縄全体の家賃（沖縄という全体の使用料、即ちソフト的な考え方）に着眼している一流の政治家の思考に感心した。

$$F(x) \text{ 瀬長亀次郎の積分} = \int f(x) \text{ 沖縄の米軍基地} dx$$

### 鄧小平の微分思考

中国経済の資本主義への対応という大きな構想（曲線）を、鄧小平は「特別区が窓口である。技術の窓口、管理の窓口、知識の窓口、または対外政策の窓口でもある。」と述べている。深圳、珠海、厦門、汕頭を中国の発展曲線の各接点とすれば、その接線が深圳を香港返還を視野に入れた海外資金の受入れと政治的な準備、同様に珠海をマカオ返還に備え、厦門を台湾問題の解決として視野に入れている。汕頭は東南アジアと香港の華僑の資金の受け皿という経済的目的。これらは重要な接線における導関数であり、微分的考察である。

